

【諮問第40号】

8 川公審第16号
平成9年1月29日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 兼 子 仁

公文書閲覧等請求に対する非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成7年11月29日付け7川総庶第811号をもって諮問のありました「株式会社
社が市に提出した「改善計画書」全文の閲覧等請求拒否の件」について、次のとおり答申
します。

1 審査会の結論

請求公文書は、本件においては全部公開すべきである。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

不服申立人は、平成7年10月12日、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）6条の規定に基づき、平成7年5月の硫化水素ガス漏れ事故に関して 株式会社は川崎市消防長に提出した「改善計画書」全文（以下「本件公文書」という。）の閲覧請求をした。

実施機関である川崎市消防長（以下「実施機関」という。）は、同年10月25日付けで、条例第7条1項2号、同条1項3号オ、同条1項4号該当を理由に本件公文書の閲覧等を拒否したため、平成7年11月18日不服申立人は、川崎市長宛に条例14条1項の規定に基づく審査請求をなした。【当審査会諮問第40号事件】

不服申立人は、平成8年1月31日付で意見書を提出し、同年7月6日に口頭意見陳述を行った。この中に現れた不服申立人の意見は、概略次のとおりである。

法人の活動利益を害することは明らかでない。

なぜなら、 株式会社は川崎市民フォーラムに出席して、「安全性に秘密はない」「市民はいつでも見に来て下さい」と言っており、これら市民に対する約束や、環境影響評価審議会に対して本件公文書を既に提出している事実を照らし、本件公文書を公開することにより法人の活動利益を害する心配はない。

本件事故が多クの下請けを使ったことによる人為的な事故であり、企業秘密というよりヒューマンファクターに由来するものであるため、本件公文書の内容も法人の活動利益を害するものではない。

仮に法人情報であるとしても、近隣住民及び労働者の生命、身体、健康にとって、公開することが必要な情報であり、条例7条1項2号アに該当する。

類似事故防止のためには、消防だけでなく、市民の監視が必要であり、効果的であって、そのためには公開することが必要である。

企業との信頼関係が損なわれるから、取締りなどの市政執行を著しく困難にするという主張に対しては、本件において 株式会社との関係で信頼関係が損なわれる心配はない。

株式会社自身が「安全問題に秘密がない」「現地見学もどうぞ」と市民に対して述べている。 株式会社自身がこのように言う以上、公開するならば、「信頼関係が破壊されるので今後の取締りを著しく困難にする」という状態でないこと明らかである。市は企業との信頼関係を市民との信頼関係に優先させてはならない。

規制緩和の流れの中で、今後は規制保安から自主保安の方向に進むことが考えられる。ますます、市民に対する情報公開により、市民が自らの生命、身体、健康を守るために、安全面でどこがどのように改善されるのか、それで十分なのかを知る必要が高まってくるものと考えられる。

火災予防のためには、消防だけでなく、市民にも改善計画書を公開して、どこをどう直すかを理解した市民も協力して事業所と話し合い、安全対策を講じていく必要が

ある。従って、一般的な意味でも、公開による著しい困難があるとは言えない。

法令秘情報にはあたらない

消防が措置命令を出し操業停止を命じた後、本件公文書が出たことによって操業停止が解除されたので、不測の災害時には被害を被ることのある市民として、現在の改善計画で本当に安全であるかを確認、事業者及び市と話し合っていきたい。

3 実施機関の非公開理由要旨

実施機関は、平成7年12月26日付けで非公開理由説明書を提出し、当審査会は平成8年9月7日及び同年10月5日の2回にわたり実施機関の事情聴取を取り行った。当初、実施機関は次の3点にわたる非公開理由を挙げた。

公開することにより、法人の活動利益を害することは明らかであり、条例7条1項2号に該当する。なぜなら改善計画書には、法人の組織・人事に関する情報、生産活動に係る方針等内部に関する情報が含まれる。

文書提出者との信頼関係を害し、今後の取締りを著しく困難にするおそれがあり条例7条1項3号オに該当する。

そもそも一般公開することを前提として作成提出させたものではないため、これを公開するならば、信頼関係を破壊し、行政指導による提出を拒否したり、本当の事実を改善計画書に記載しなくなるおそれがある。かつて、違反が続出した時期があるが、現在は、一般公開しないことによる信頼関係があるので、書類提出を求めることが円滑である。

立入検査には相手方の協力が不可欠であるところ、立入検査の結果違反事項を発見し、その結果の公権力の行使により徴収した改善計画書を公開した場合は、立入検査に相手方の協力が得られなくなることが予想される。

また、公開した場合には、法人・事業所に関する製造工程図等の法人の活動利益に関わる情報を得にくくなり、取締りや災害予防に困難を生じる。

立入検査の結果で知り得た秘密にあたり、消防法4条6項で守秘義務が課せられており、本件公文書は立入検査の結果発見した違反を是正させるため同法8条4項に基づき公権力の行使により徴収した文書であり、法令の規定に基づき公開することができないとされている情報として条例7条1項4号に該当する。

しかし、10月5日の実施機関の事情聴取において、実施機関は第一の法人の活動利益を害するとの主張を取り下げ、更に、第三の法令秘情報であるとの主張を取り下げた。

従って、実施機関の非公開理由としては、条例7条1項3号オ（取締り遂行困難）についての主張のみが残されたこととなった。

4 審査会の判断

実施機関の非公開理由の一部取下げにより、条例7条1項3号オ（市政執行情報・取締り困難）のみについて判断する。

(1) 非公開を前提として作成提出させた文書であることについて

実施機関は、一般に公開することを前提として作成提出させたものではないことから、提出した事業所との間の信頼関係を破壊すると主張する。しかし、原則として公開すべきことを定めた条例のもとでは、一般に公開することを前提として作成提出させたものではないから、公開しないとするという理論は、通用しない。

このように、実施機関が条例とは別の基準によって、個別に公開前提であると告げない（又は、非公開であると告げる）ことにより、条例を潜脱することは許されない。

公開すべきか否かは、専ら、条例により定められた、公開原則の例外規定にあたるか否かによって判断すべきである。

従って、非公開を前提として取得した文書であるために、公開することが信頼関係を破壊するという実施機関の主張を採ることはできない。

(2) 本件における信頼関係破壊の有無

本件においては、株式会社 が既に環境影響評価審議会に本件公文書を提出しており、市民に対し、安全性に関する情報を秘密にせず、提出することを約束していることに照らし、本件公文書の公開が株式会社と実施機関との信頼関係を破壊するということとはできない。

(3) 本件公文書の公開と提出拒否・不実記載・立入検査非協力を招く旨の実施機関主張について

本件公文書の取得の経緯等に照らし、本件公文書の公開に関する限り、提出拒否・不実記載・立入検査非協力という影響を招くということとはできない。

本件公文書は、株式会社の硫化水素ガス漏れ事故により死者まで出た件に関する改善計画書であり、事故は新聞報道もなされ、その再発予防及び防火対策は地域住民及び従業員の生命身体に関わる重大な関心事となった。

具体的に、本件公文書が取得された経緯は次のとおりである。

平成7年5月30日、消防法12条の3による危険物施設緊急使用停止命令が出され、同日立入検査が行われ、同年6月8日の質問調査が行われ、同年6月19日には措置命令が出された。

同年7月10日の措置命令に対する本件の改善計画書が出され、7月18日に改善計画の進捗状況を調べるための立入検査が行われ、7月20日付で株式会社から危険物施設緊急使用停止命令の解除願いが出された。7月25日に安全確認検査のため立入検査が行われ、7月27日に危険物施設緊急使用停止命令の解除が行われた。

仮に本件の改善計画書提出を株式会社が拒否したならば、安全性の確認をする基準がなく、また、立入検査を拒否したならば、改善の実施状況及び安全性を確認できず、危険物施設緊急使用停止命令の解除は困難ないし不可能であったと考えられる。

更に、株式会社は、(2)で前述したとおり、既に環境影響評価審議会に本件文書を提出しており、市民に対し、安全性に関する情報を秘密にせず、提出することを約束している。

従って、本件公文書を公開することにより、株式会社の提出拒否・不実記載・立入検査非協力という影響をもたらすということとはできない。

- (4) なお、実施機関は、改善計画書をすべて公開するようでは、提出拒否・不実記載・立入検査非協力という消防行政上の支障を一般的に生ずるおそれがあると主張している。しかし、本件公文書の上記の特殊性に照らしそれを公開することにより、提出拒否・不実記載・立入検査非協力という影響を一般的にもたらすということとはできないと判断される。

以上に検討したとおり、本件公文書を公開することにより、取締り等、市政遂行に著しく困難にするおそれがあるとはいえず、条例7条1項3号オには該当すると認めることはできない。

よって、請求公文書は、本件においては、全部公開すべきである。